

令和4年第2回足立区議会定例会議事日程 第4号

令和4年6月28日 午後1時開議

第 1 第44号議案 令和4年度足立区一般会計補正予算（第3号）

第 2 第45号議案 令和4年度足立区国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 3 第55号議案 西保木間小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事請負契約

第 4 第57号議案 区内避難所用エアーマット等の購入について

第 5 第56号議案 旧高野小学校解体工事請負契約

令和4年6月28日

足立区議会議長

工藤哲也

本会議・委員会の運営等について

下線部が
令和4年第2回定例会開会中
委員会からの変更箇所

1 感染拡大防止のための運営基本方針

(1) 体調の管理

- ・議員・執行機関とともに、自己管理を徹底し、出席等の判断をする。
- ・傍聴者は、体調が悪い方にはご遠慮いただく。

(2) 密集の緩和

- ・会議に応じて、より広い部屋で行う。
- ・出席者・傍聴者の席の間隔を空けて座る。
※アクリル板の仕切りがある場合は間隔を詰めることも可とする。

(3) マスクの着用

- ・議員・執行機関・傍聴者いずれも、原則、着用とする。
- ・発言時の着用も認める。
※議場の議長席、事務局長席、演壇、特別委員会室の委員長席、予算・決算特別委員会の発言者席にはアクリル板を設置する。その場合の質問者等のマスクの着用は義務付けない。ただし、質問者等が交替するごとにマイク等の消毒を行うとともに、休憩時にアクリル板の消毒を行う。

(4) 換気・アルコール消毒

- ・会議中のドア・窓等の開放など、換気を徹底する。
※換気のためのドア・窓等の開放に伴い、冬期や暴風雨時等、室温の低下や雨の吹き込みといった委員会運営に支障が出そうな場合は、ドア・窓等を閉めて行う。
- ・入口にアルコール消毒液を設置し、議員・執行機関・傍聴者いずれも、消毒をお願いする。

2 本会議の運営

(1) 議員

- ・全日、全員出席とする。

(2) 執行機関

- ・全日、全員出席とする。

(3) 傍聴者

- ・傍聴受付時に、マスク着用・アルコール消毒の周知・徹底をする。
※マスク未着用者にはマスクを提供する
- ・傍聴受付時に、体温計を用意し、必要に応じ測定する。
- ・傍聴制限は行わないが、受付時等に感染防止の案内を行う。

※仮に傍聴席が席の半分を超えて密になりそうな場合は、映像・音声で傍聴可能な別室を案内する。

- ・会派から案内する際も、上記を踏まえて行う。

3 委員会の運営

- ・常任・議会運営・特別委員会は、議員傍聴席を確保した上で、委員及び執行機関の席の間隔を空けて、第3委員会室で行う。ただし、席の間隔を空けることができない場合は、特別委員会室で行う。
- ・席の間隔を空けて座ることとする。ただし、アクリル板の仕切りがある場合は、執行機関が多数出席するなどの必要に応じて、席の間隔を詰めることも可とする（特別委員会室の執行機関席1列目は委員との対面距離が短いため除く）。
- ・終了時間の目安は設けない。
- ・「組織改正に伴う新組織の事務分掌説明」「所管事項説明」等は資料配付に代える。
- ・傍聴者への対応は、本会議と原則、同様とする。
- ・予算・決算特別委員会において、発言者席・マイクの消毒を行う際の会派内の交代時は時間を停止する。

議会運営委員会陳情説明資料

令和4年6月28日

件 名

- 1 2 受理番号20 すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けた、男女共同参画・ダイバーシティ教育の推進を求める
陳情

(区議会事務局)

件 名	2 受理番号 20 すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けた、男女共同参画・ダイバーシティ教育の推進を求める陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	すべての人が個人として尊重される社会の実現に向け、足立区執行部に対して、男女共同参画・ダイバーシティ教育のさらなる推進を、自治法125条によって求めること。また、議会内における男女共同参画、ダイバーシティに係る研修の機会を充実させること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 白石正輝議員の発言に関する経過</p> <p>(1) 令和2年9月25日（第3回足立区議会定例会第2日）、白石正輝議員が一般質問の中で、性的マイノリティに関する差別発言を行った。</p> <p>(2) 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日）、白石正輝議員から、一般質問の発言についての謝罪と一部取り消しについての申し出があり、会議規則第62条の規定により、発言取り消し申し出が許可された。</p> <p>(3) 令和2年10月20日（第3回足立区議会定例会第5日）、議員提出第7号議案 白石正輝議員に対する問責決議が否決された。</p> <p>2 議員研修会の開催</p> <p>令和2年11月30日に、講師としてLGBT法連合会の方々を招き、全議員を対象としたLGBT対応の先進事例等に関する議員研修会を開催した。</p> <p>3 LGBTに関する区の施策</p> <p>(1) 男女参画プラザに「あだちLGBT相談窓口」を令和2年12月に開設した。</p> <p>(2) 「足立区LGBTガイドライン」を令和3年3月に策定した。</p> <p>(3) 「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を令和3年4月1日から施行した。</p> <p>※(2)及び(3)については、全職員を対象とした説明会（動画視聴による学習を含む）を順次実施した。</p> <p>(4) 教職員向けに「性の多様性に関する困りごと対応マニュアル」を令和3年1月に作成した。</p> <p>(5) LGBT啓発冊子「LGBTを知る本」を令和4年4月に作成・配布した。</p> <p><参考>地方自治法第125条 (採択請願の処置)</p> <p>普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適當と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。</p>